

# 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充について

- 介護福祉士等養成施設に著しい定員割れが生じている現状を踏まえ、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進する観点から、介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」について、貸付原資等の補助及び貸付条件の緩和を行う。

	第2次補正予算による対応	現行制度(平成20年度)
予算額(案)	320億円(※)	セーフティネット事業費補助金195億円の内数
補助率	10/10(セーフティネット事業費補助金)	1/2(セーフティネット事業費補助金)
実施主体	都道府県が適当と認める団体(都道府県社協等)	都道府県
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士養成施設(1年課程)</li> <li>・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程)</li> </ul> のいずれかに入学する者(学年当たり6,000人程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士養成施設(1年課程)</li> <li>・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程)</li> </ul> のいずれかに入学する者
貸付限度額	① 月額5万円 ② 入学準備金20万円(初回に限る。) ③ 就職準備金20万円(最終回に限る。)	月額3.6万円
返還方法	都道府県が設定する期間内に、都道府県が設定する金額を返還	貸付を受けた期間に相当する期間内に、毎月3.6万円を返還
返還免除	① 養成施設等の卒業の日から1年(国家試験に不合格となった場合等には3年)以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し、 ④ 以後5年間当該業務に従事すること	① 養成施設等の卒業の日から1年以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 介護福祉士の場合には受験資格の対象となる介護等の業務に、社会福祉士の場合には受験資格の対象となる相談援助の業務に従事し、 ④ 以後7年間当該業務に従事すること
貸付事務費	交付された資金の中から年間600万円以内の範囲で取崩し可能	なし

※ 3年分に相当する規模の貸付に係る原資を交付。